

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三原市長

市町村名 (市町村コード)	三原市 (34204)
地域名 (地域内農業集落名)	上徳良・下徳良地区 (児田、津久、後谷、前谷、国兼、信末、津久、影久、光永、秋郷、安田、後側、前原、市場、下市、大原(平原、大石)、末貞、東深見、西深見)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年7月24日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

上徳良・下徳良地区は、市内北部にある大和町の中心部に位置し、平地部と山間部からなりたっており、農用地面積は390haで、内訳として田が347ha、畑が43haと水田面積が8割以上を占め、水稻栽培が盛んな地域である。また、圃場整備された圃場面積が206haあり、現在新たに圃場整備を行っている地域もある。

地域内に認定農業者10経営体(個人3戸、法人7組織)が存在し、経営面積は64haとなっている。水稻以外にも、牧草、WCS、桃や市の振興作物である白ねぎの栽培も行われている。

40代や50代の比較的若い認定農業者もいるが、農業者全体を見ると高齢化が進んでおり、後継者の確保が課題である。また、イノシシやシカ等の鳥獣被害も多く、被害防止対策が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、野菜等の地域特産物を含め生産を振興していく。特に白ねぎについては、認定農業者が中心となって、加工品などの生産による高付加価値化も含め、水田活用直接支払交付金の活用や、JA等と連携し生産を行っていく。また、農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進めていく。

農用地や農業施設等の維持・管理には、多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払交付金事業を活用し、適切な農地の維持管理を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	390 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	390 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業を活用することで、耕作放棄地の増加を防ぐとともに、認定農業者等の地域の中核となる担い手に対し、効率的な農地の集積・集約化を進める。さらに、農業委員、農地利用最適化推進委員による相談・調整体制を維持していく。 地元及び関係機関が連携し、地区内外から新規就農者等を受け入れていくために、相談体制、支援体制を整えていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の高齢化により、今後も経営規模を縮小または離農する農業者が増えてくると見込まれるため、農地の所有者の意向を踏まえた上で、農地中間管理機構に貸し付けし、その農地を新たな担い手に集積・集約していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域の意向、担い手の意向を踏まえ、必要に応じて基盤整備事業に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県・市・農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合が連携し、農地の幹旋や生産技術指導等、相談から定着までの支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、JA等の農作業受委託事業を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカの被害が拡大しないよう補助による侵入防止柵設置を推進するとともに、目撃情報や被害情報があつた場合には、有害鳥獣捕獲班と連携し速やかに対応できる体制を構築する。
 ③スマート農業技術などの新しい技術の活用による農業経営の省力化、効率化、安定化を進める。
 ⑤地域特性を踏まえた品目の生産振興を図るとともに、生産性向上を図っていく。
 ⑦多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払交付金事業の該当農地においては、取組組織と連携し、適切な農地の維持管理を行う。
 ⑨畜産農家から提供された堆肥を散布し、畜産農家へ稲わらやWCS、飼料作物を提供する耕畜連携を行っていく。